

令和6年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和6年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和6年度墨田区一般会計補正予算
- 3 令和7年度墨田区一般会計予算
- 4 令和7年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 5 令和7年度墨田区介護保険特別会計予算
- 6 令和7年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

〈条例〉

- 1 墨田区文化観光基金条例の一部を改正する条例

〈条例〉

- 2 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 4 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 5 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

〈条例〉

- 7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例
- 9 墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 10 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例
- 11 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 12 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

〈条例〉

- 13 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例及びすみだ環境基本条例の一部を改正する条例
- 14 墨田区こども条例
- 15 墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例
- 16 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 墨田区文化観光基金条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

基金の設置の目的をより明確化するとともに、基金として積み立てるものに寄付金を加える。

(2) 施行期日

本年4月1日

2 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく、地方公共団体情報システムの共通機能標準仕様書で定める住登外者宛名番号管理機能において、個人番号が取り扱われるため、個人番号を利用する事務及び特定個人情報を利用する事務を追加する。

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（5.6.9公布、6.5.27施行）により、生活に困窮する外国人の保護に係る取扱いが準法定事務に定められたことに伴い、区長が行う事務において個人番号を利用する事務及び特定個人情報を利用する事務のうち当該準法定事務に係る事務を廃止する。

(2) 施行期日

本年6月15日

3 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正（4.6.17公布、7.4.1一部施行）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正（6.6.28公布、7.4.1一部施行）により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大されることに伴い、新たに対象となる建築物の審査に係る手数料を新設等するほか、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

イ 建築基準法の一部改正（4.6.17公布、7.4.1施行）により、一部の建築確認審査が省略されていた特定の建築物についても建築確認審査の対象となることに伴い、当該審査に係る事務量の増加を踏まえた手数料の額に改定するほか、所要の改正をする。

(2) 施行期日
本年4月1日

4 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(1) 改正理由及び内容

刑法の一部改正（4.6.17公布、7.6.1一部施行）により、懲役及び禁錮の刑が拘禁刑に改められることに伴い、次の条例について、所要の改正をするとともに、これらの条例に係る経過措置を定める。

1 職員の分限に関する条例	2 職員の給与に関する条例	3 墨田区特別区税条例
4 墨田区プールに関する条例	5 墨田区行政不服審査会条例	6 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例
7 幼稚園教育職員の給与に関する条例	8 墨田区議会の個人情報の保護に関する条例	9 墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例

(2) 施行期日
本年6月1日

5 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

持続的に魅力ある職場づくりを進め、かつ、増大する行政ニーズに的確に対応するため、職員の定数を次のとおり改める。

区長等の事務部局の職員	1, 882人	→	1, 932人
幼稚園の園長及び教員	18人	→	〔現行どおり〕
計	1, 900人	→	1, 950人

(2) 施行期日

本年4月1日

6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

令和7年度以降に職員の派遣を予定しているため、職員の派遣先に地方税共同機構を加える。

(2) 施行期日等

本年4月1日

※ 職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。

7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

雇用保険法の一部改正（6.5.17公布、7.4.1一部施行）により、就業促進手当及び地域延長給付の改正が行われることに伴い、失業者の退職手当に係る規定を改めるほか、刑法の一部改正（4.6.17公布、7.6.1一部施行）により、懲役及び禁錮の刑が拘禁刑に改められることに伴い、所要の改正をし、及び経過措置を定める。

(2) 施行期日

本年4月1日。ただし、刑法の一部改正に伴う改正等については、同年6月1日

8 墨田区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

(1) 廃止理由及び内容

女性福祉資金の新規貸付実績が減少していること、代替事業が充実していること等を踏まえ、墨田区女性福祉資金の貸付けを廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

※ この条例の廃止に伴い、付則で墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正をする。

9 墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

国が定める公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正に伴い、浴槽水の水質基準のうち大腸菌群数の基準を大腸菌数の基準に改める。

(2) 施行期日

本年4月1日

10 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区民の利用に供するため、文花テニス・コートを公の施設として、墨田区文花一丁目3番9号に設置する。

(2) 施行期日等

本年7月1日

※ 施設の使用に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。

11 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

固定資産税に係る固定資産の評価替え（令和6年度）に伴い、道路占用料を改定する。

(2) 内容及び施行期日 ア 道路占用料の改定

占 用 物 件		単 位	現 行	改正案
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	9,350円	9,740円
	第2種電柱		14,300円	14,900円
	第3種電柱		19,300円	20,100円
	第1種電話柱		7,720円	8,690円
	第2種電話柱		12,400円	13,900円
	第3種電話柱		17,000円	19,100円
	その他の柱類		830円	860円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	83円	86円
	地下に設ける電線その他の線類		50円	52円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	8,180円	8,520円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	5,010円	5,210円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	16,700円	17,300円
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	23,400円	24,600円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	その他のもの	占用面積1㎡につき 1年	16,700円	17,300円
	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	190円	200円
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの		340円	360円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		500円	520円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		750円	780円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		1,000円	1,040円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		1,500円	1,560円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		2,000円	2,080円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		3,500円	3,650円
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		5,010円	5,210円
	外径が1.0m以上のもの		10,000円	10,400円

占 用 物 件			単 位	現 行	改正案
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき 1年	14,800円	17,300円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1㎡につき 1年	16,700円	17,300円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	A×0.004	現行どおり
		階数が2のもの		A×0.006	
		階数が3以上のもの		A×0.007	
	上空に設ける通路			11,700円	12,300円
	地下に設ける通路			7,020円	7,400円
	その他のもの			10,400円	11,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき 1日	230円	240円
	商品置場その他これに類するもの		占有面積1㎡につき 1年	23,400円	24,600円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき 1年	23,400円	24,600円
	標識		1本につき 1年	13,300円	13,900円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡又は1本につき 1日	230円	240円
		その他のもの	その面積1㎡又は1本につき 1年	23,400円	24,600円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	234,000円	246,700円
		その他のもの		117,000円	123,300円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき 1年	16,700円
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき 1年	A×0.024	現行どおり
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1㎡につき 1年	23,400円	24,600円
	危険防止施設			8,640円	10,300円
	詰所			23,400円	24,600円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占有面積1㎡につき 1年	16,700円	17,300円

占 用 物 件			単 位	現 行	改正案
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	A×0.006	現行どおり
		階数が2のもの		A×0.008	
		階数が3のもの		A×0.011	
		階数が4以上のもの		A×0.012	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		A×0.004	
		階数が2のもの		A×0.006	
		階数が3以上のもの		A×0.007	
	その他のもの			A×0.024	
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号ロに掲げる道路に係るものを除く。）	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	A×0.006	現行どおり
		階数が2のもの		A×0.008	
		階数が3のもの		A×0.011	
		階数が4以上のもの		A×0.012	
	その他のもの			A×0.006	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	A×0.006	現行どおり
		階数が2のもの		A×0.008	
		階数が3のもの		A×0.011	
		階数が4以上のもの		A×0.012	
	その他のもの			A×0.024	
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1㎡につき 1年	A×0.024	現行どおり
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	A×0.006	現行どおり
		階数が2のもの		A×0.008	
		階数が3のもの		A×0.011	
		階数が4以上のもの		A×0.012	
	その他のもの			A×0.024	

イ 施行期日
本年4月1日

12 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

固定資産税に係る固定資産の評価替え（令和6年度）等に伴い、公園の土地等の使用料等を改定するとともに、隅田公園自動車駐車場について指定管理者制度を導入することに伴い、当該駐車場の使用料に係る規定を削除するほか、横十間川及び竪川の護岸整備の完了に伴い、次の公園を公の施設として設置する。

(2) 内容及び施行期日

ア 使用料等の改定

(ア) 土地及び付属設備の使用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
土地	㎡／月	2, 0 3 1 円	2, 1 1 0 円
公園施設	1 時間以内	9 0 円	7 0 円
	1 日以内	1 0 0 円	現行どおり

(イ) 公園の占用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
電柱、標識	本／月	1, 8 5 6 円	1, 9 3 3 円
水道管、下水管、ガス管、電線	m／月	8 2 5 円	8 5 9 円
鉄塔	㎡／月	1, 3 7 5 円	1, 4 3 2 円
変圧塔、マンホール類	か所／月	1, 3 7 5 円	1, 4 3 2 円
郵便差出箱、信書便差出箱	か所／月	5 5 0 円	5 7 2 円
公衆電話所	か所／月	1, 3 7 5 円	1, 4 3 2 円

種 別		単 位	金 額	
			現 行	改正案
地下の占用物件	地上露出部分	㎡／月	1, 0 3 8 円	1, 2 4 5 円
	地下部分		4 1 2 円	4 2 9 円
高架の占用物件		㎡／月	6 8 7 円	7 1 6 円
天体、気象又は土地の観測施設		㎡／月	1, 1 8 4 円	1, 4 2 0 円
写真撮影のための常時占用		台／月	1 0, 8 0 0 円	1 1, 2 8 0 円
写真撮影のための臨時的な占用		1 回 (1 時間以内)	1 6, 8 7 5 円	1 7, 6 2 5 円
墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用		㎡	午前 6 時から午前 1 0 時まで	2 3 円
			午前 1 0 時から午後 4 時まで	3 4 円
			午後 4 時から午後 1 0 時まで	3 4 円
その他の占用		㎡／日	4 5 円	4 7 円

イ 区立公園の新設及び廃止

- (ア) [名称] 墨田区立横十間川水辺公園
 [位置] 墨田区太平四丁目、横川五丁目、業平五丁目地先
 [規模] 5, 7 6 6. 3 7 平方メートル
- (イ) [名称] 墨田区立竪川緑道公園
 [位置] 墨田区両国二丁目、三丁目、四丁目、千歳一丁目、二丁目、三丁目、緑一丁目、二丁目、立川一丁目、二丁目地先
 [規模] 7, 5 3 2. 4 8 平方メートル
 ※ 墨田区立竪川緑道公園の区域に編入されることに伴い、緑
 児童遊園を廃止する。

ウ 施行期日
 本年 4 月 1 日

13 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例及びすみだ環境基本条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ゼロカーボンシティ及び資源循環型社会の実現に向けた取組を促進するため、墨田区廃棄物減量等推進審議会と墨田区環境審議会とを統合した上で再編し、新たに墨田区資源環境審議会を設置するほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年4月1日

※ 墨田区資源環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。

14 墨田区こども条例

(1) 制定理由

こどもの大切な権利を守るとともに、こどもの権利等に関する考え方を区全体で共有することで、地域社会全体でこどもの健やかな成長を支えていくため、こどもの声を反映したこどものための条例を制定する。

(2) 内容

ア 目的

こどもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち」を実現することを目的とします。

イ 言葉の意味

この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (ア) こども 区内に在住し、在学し、在勤している人などで、心身の発達の過程にある人をいいます。
- (イ) 保護者 親などのこどもを養育する人をいいます。
- (ウ) 区民等 区内に在住し、在学し、在勤している人、区内の町会・自治会、子育てを支援する団体、地域団体や区内において事業活動を行う事業者などをいいます。
- (エ) 育ち学ぶ施設 区内にある保育所、幼稚園、学校、児童館、公園などのこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

ウ 基本理念

「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」の実現に当たり、8つの基本理念を規定します。

エ こどもの大切な権利

基本理念に基づき、次の5つの権利が守られるよう努めます。

- (ア) 守られる権利
- (イ) 自分らしく育つ権利
- (ウ) 愛される権利
- (エ) 教育を受ける権利
- (オ) 意見を表明し、参画する権利

オ 各主体の役割

保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者のそれぞれの役割を規定します。

カ 区の責務と支援の方針

こどもの大切な権利を守るため、区は、次の方針に基づき、こどもに関する施策を総合的に実施するとともに、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者、東京都、国などと連携し、こどもの最善の利益を優先するまちづくりを推進します。

- (ア) こどもへの支援の方針
- (イ) 保護者や子育て家庭への支援の方針
- (ウ) 区民等への支援の方針
- (エ) 育ち学ぶ施設への支援の方針

キ こどもの意見表明と地域社会への参画など

区は、次に掲げる機会を確保し、こどもの権利の普及に努めます。

- (ア) こどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりを行い、地域社会へ参画する機会を確保します。
- (イ) こどもが自らの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、多様な学びの場を拡充するとともに、こどもの体験の機会を確保します。
- (ウ) 区は、この条例に定めるこどもの権利について、こども、保護者、区民等が学び、理解することができるよう普及に努めます。

ク 推進計画の策定及び財政上の措置

区は、基本理念に基づき、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画を定め、当該施策を推進するため必要な財政上の措置を行うよう努めます。

(3) 施行期日

本年 4 月 1 日

15

墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

子ども・子育て支援法の一部改正（6.6.12公布、7.4.1施行）により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年 4 月 1 日

16 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の事務内容及びこれらの者が勤務する地域性を勘案し、当該者の介護補償額、休業補償等の算定の基礎となる補償基礎額等について、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を準用することとするほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

公布の日。ただし、補償基礎額の改定は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年度 墨田区一般会計補正予算(第11号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
146,331,961	149,700	146,481,661

◇ 歳 出 149,700 千円

- 1 区民生活費 10,000千円
- (1) 区民活動推進費 10,000千円
- 安全・安心まちづくり推進事業費追加 10,000千円
- (物価高騰等総合緊急対策)
- 近年、闇バイトを通じた強盗事件などの、匿名・流動型犯罪が頻発していることから、防犯力の強化を図るため、防犯設備の設置補助を個人向けに行う。
- 2 民生費 36,300千円
- (1) 社会福祉費 36,300千円
- 介護・障害福祉サービス等事業者支援金給付事業費 36,300千円
- (物価高騰等総合緊急対策)
- 介護・障害福祉サービス等の基盤体制の維持を図るため、区内の介護・障害福祉サービス等事業者に対し、光熱水費等高騰分の一部を助成する。
- 3 衛生費 62,000千円
- (1) 衛生管理費 62,000千円
- 公衆衛生協力団体等支援金給付事業費 62,000千円
- (物価高騰等総合緊急対策)
- 健康維持増進事業を安定的かつ円滑に実施するため、協力団体等に支援金を給付するとともに、公衆環境の維持を図るため、公衆浴場に対し支援金を給付する。
- 4 産業観光費 41,400千円
- (1) 商工費 41,400千円
- DX推進事業 41,400千円
- (物価高騰等総合緊急対策)
- 社会経済状況の激しい変化に対応し事業の継続が可能となるよう、区内中小企業のデジタル化・DX化を支援し、経営基盤の強化を図ることで、もって区内産業の持続的な発展に寄与する。

◇ 歳 入 149,700 千円

- 1 都支出金 2,096,945千円
- (1) 都補助金 2,096,945千円
- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加 2,096,945千円
- 2 繰入金 1,947,245千円
- (1) 基金繰入金 1,947,245千円
- 財政調整基金からの繰入金減額 1,947,245千円

II 繰越明許費補正
(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	限度額
区民生活費	区民活動推進費	安全・安心まちづくり推進事業	10,000
民生費	社会福祉費	介護・障害福祉サービス等事業者支援金給付事業	36,300
衛生費	衛生管理費	公衆衛生協力団体等支援金給付事業	62,000
産業観光費	商工費	D X 推 進 事 業	41,400

令和6年度 墨田区一般会計補正予算(第12号) 概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
146,481,661	4,939,424	151,421,085

◇ 歳 出 4,939,424 千円

(追加)

9,469,089千円

- ・ 職員退職手当 972,884千円
- ・ 財政調整基金積立金 810,000千円
- ・ 減債基金積立金 29,750千円
- ・ 公共施設等整備基金積立金 5,500,000千円
- ・ 文化観光基金積立金 1,416,107千円
- ・ すみだ北斎美術館管理運営費(資料取得) 29,881千円
- ・ 自立支援給付事業費 76,617千円
- ・ 地域型保育事業費 26,071千円
- ・ 私立幼稚園等運営補助事業費 65,000千円
- ・ 私立保育所保育委託費 420,000千円
- ・ 私立保育所に対する助成費 14,061千円
- ・ 保育園管理運営委託等経費 72,718千円
- ・ 予防接種費 36,000千円

(減額)

△4,529,665千円

- ・ 庁内情報化基盤運用管理経費 △101,803千円
- ・ 北斎基金事業費 △145,064千円
- ・ 低所得者支援給付金・定額減税補足給付金事業費 △456,851千円
- ・ 特別養護老人ホーム整備事業費 △864,556千円
- ・ 保育園等管理運営費 △216,638千円
- ・ 学童クラブ事業費 △63,480千円
- ・ 新保健施設等複合施設建設事業費 △104,506千円
- ・ 屋内運動場等改築・校舎改修事業費 △72,210千円
- ・ その他 △2,504,557千円

◇ 歳 入 4,939,424 千円

- ・ 特別区税 △220,000千円
- ・ 地方譲与税 △21,000千円
- ・ 利子割交付金 49,000千円
- ・ 配当割交付金 △24,000千円
- ・ 株式等譲渡所得割交付金 349,000千円
- ・ 地方消費税交付金 638,000千円
- ・ 環境性能割交付金 23,000千円
- ・ 地方特例交付金 1,333,643千円
- ・ 特別区交付金 2,312,000千円
- ・ 交通安全対策特別交付金 2,000千円
- ・ 分担金及び負担金 △350千円
- ・ 使用料及び手数料 △10,898千円
- ・ 国庫支出金 228,091千円
- ・ 都支出金 44,807千円
- ・ 財産収入 35,581千円
- ・ 寄付金 699,407千円
- ・ 諸収入 16,133千円
- ・ 繰入金 △454,990千円
- ・ 特別区債 △60,000千円

Ⅱ 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	すみだふれあいセンター業務	19,349
	児童福祉費	保育園等管理運営事業	138,190
		児童館維持管理事業	128,147
土木費	道路橋梁費	橋梁の架替・撤去事業	6,100
		無電柱化整備事業	9,000
	都市計画費	鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり推進事業	204,910
教育費	小学校費	学校施設維持管理事業	8,800
	中学校費	学校施設維持管理事業	21,450

Ⅲ 特別区債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	変更前	変更後
	限度額	限度額
学校施設建設等事業	817,000	757,000